

## 春日井市立小中学校の学校づくりを考える懇談会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、春日井市立小中学校（以下「小中学校」という。）の適正規模及び適正配置について検討を進めるに当たり、保護者、地域住民、学校関係者等から広く意見を聴取するため、学校づくりを考える懇談会（以下「懇談会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

### (設置の単位)

第2条 懇談会は、教育長が必要と認める小学校区又は中学校区（以下「対象校区」という。）に設置する。

### (意見を聴取する事項)

第3条 懇談会は、小中学校の適正規模及び適正配置に関する事項及び児童生徒の教育環境の充実に関する事項について意見を聴取する。

### (組織)

第4条 懇談会を構成する者（以下「構成員」という。）は、対象校区に係る次に掲げる者のうちから教育委員会が依頼する。

#### (1) 保護者

- ア 就学児保護者を代表する者
- イ 未就学児保護者を代表する者

#### (2) 地域住民

- ア 地域住民を代表する者
- イ 地区社会福祉協議会を代表する者

#### (3) 学校等関係者

- ア 小中学校長
- イ 学校評議員
- ウ 学校運営協議会委員

- エ 学校地域連携協議会委員
- オ 地域学校協働活動推進員
- カ 公私立保育園等を代表する者

(4) 前3号に定めるもののほか教育長が必要と認める者  
(任期)

第5条 構成員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、教育長が招集する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、教育委員会学校教育課新たな学校づくり推進室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月10日から施行する。